債権者集会招集

平成２０年（フ）第１１７７号
大阪市西淀川区姫里３丁目３番12号
破産者　ラーヂ鍍金工業株式会社
１　期日　平成23年10月18日午後３時10分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２４６２号
大阪府八尾市東本町３丁目９番33号
破産者　医療法人𩑋生会
１　期日　平成23年10月18日午後３時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３６６５号
大阪府八尾市東太子１丁目２番25―502号
破産者　板倉　直明
１　期日　平成23年10月18日午後３時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２４６３号
大阪府八尾市東本町３丁目９番36号
破産者　株式会社エル・コーポレーション
１　期日　平成23年10月18日午後３時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第６号
山口県長門市東深川653番地１
破産者　永田　清子
異議申述期間　平成23年９月28日まで
平成23年８月26日　　山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第３３５９号
大阪市浪速区日本橋５丁目１番16号
破産者　タビィサウンド合同会社
異議申述期間　平成23年10月20日まで
平成23年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３６０号
堺市西区鳳南町３丁246番地20
破産者　加地　繁幸
異議申述期間　平成23年10月20日まで
平成23年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３１４号
福岡市南区桧原６丁目26番40号
破産者　有限会社千徳
異議申述期間　平成23年10月24日まで
平成23年８月24日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４７４号
大阪市東淀川区大桐２丁目９番17号　東邦文化202号、前住所大阪市東淀川区大桐２丁目15番７号　コラール大桐601号
破産者　兼平組こと　兼平　正年
異議申述期間　平成23年10月25日まで
平成23年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可決定

平成２３年（フ）第２７７号
新潟市西蒲区𠮷221番地１　第２高橋アパート103号、前住所新潟市西蒲区𠮷140番地２
破産者　大村　一義
１　決定年月日　平成23年８月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０５７号
東京都品川区東品川４丁目12番３号
清算株式会社　楽天エンタープライズ株式会社
代表清算人　鈴木　　尚
１　決定年月日　平成23年８月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２号
青森県八戸市桔梗野工業団地２丁目11番47号
清算株式会社　株式会社日昭工業
代表清算人　橋本八右衛門
１　決定年月日　平成23年８月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
青森地方裁判所八戸支部

監督命令取消

平成２２年（再）第３０号
大阪府枚方市東香里南町50番４号
再生債務者　清家　準司
主文　平成22年10月25日にした監督命令を取り消す。
平成23年８月24日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１号
山口県下関市豊田町大字中村386番地
再生債務者　下関工業株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成23年４月28日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年10月21日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
４　書面投票期間　平成23年10月20日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年10月14日
平成23年８月26日　山口地方裁判所下関支部

再生計画認可

平成２２年（再）第１号
長野県諏訪市高島２丁目1275番地９　レスコ高島401、前住所長野県諏訪市渋崎1801番地４
再生債務者　藤森　和彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年８月26日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（再）第５号
大阪府堺市美原区北余部501番地４
再生債務者　株式会社楠村熔断工業所
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年８月25日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第１号
兵庫県西宮市西田町５番４号
再生債務者　株式会社的場工務店
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年８月24日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成１９年（再）第３号
岡山県倉敷市林787番地１
再生債務者　サンオートサービスこと　仁科　一徳
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年８月25日
岡山地方裁判所第３民事部

平成１９年（再）第４号
大分市新貝２番11号
再生債務者　西部建材株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年８月24日
大分地方裁判所民事第１部